

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	法人グループ園共通の運営理念が定められており、ホームページやパンフレット等に記載している。職員には採用形態（定期・中途・臨時等）に関わらず法人が入職研修を行い、運営理念を記載した「新入社員・入社時研修」と題する冊子を配付し、説明して周知を図っている。また保育課程にも記載して、年度切り替え時に職員会議等で共有している。保護者には入園説明会時に保育理念等を掲載した「入園のご案内（重要事項説明書）」に基づいて説明を行い、周知を図っている。さらに玄関に掲示して職員・保護者に喚起する取組も行っている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善のために、園長は自らが参加する市内の民設民営保育園の園長会で得た情報を法人に報告しており、法人の担当者が収集した国や県の社会福祉事業全体に係る情報とを集合整理して分析し、経営に反映させる仕組みがある。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	組織体制、設備の整備、財務状況等に係る問題・課題等への取組は法人の専権事項となっており、園ではその内容の確認はできない。保育サービスに係る事項については、重要度や緊急度に応じて、法人やグループ園の園長会議で共有し、改善に向けた話し合いを行い対策を講じている。職員への周知は、その内容の性質を園長が判断選択して中（昼）礼や職員会議で行っている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	園目標を「身近な自然や身近な人たちとの温かい関わりの中で豊かな心を育てる」と定めるほか、4項目の実践課題を定めた「5年長期計画目標」と、そのための取組を記載した「中期計画」を作成している。組織体制、設備の整備、財務状況等に係る問題・課題等への取組は法人の専権事項となっており、これらの事項に関わる中・長期的な計画立案は法人が行い、園では主に職員のマネジメントや保護者対応、保育サービスに係る各種取組など、サービス提供に係る事項を中心にマネジメントを行うという役割分担がなされている。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	「5年長期計画目標」の内の当年度計画である「中期計画」と、保育課程に基づく年間指導計画等を策定して取り組んでいる。上記のとおり運営や組織マネジメントに係る各分野のうち、保育提供に係る主要な活動を園、それを支える事務・財政・人事等に係る後方支援を法人が行う形となっている。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	「中期計画」については半期ごとに達成状況等を確認し、振り返りを行ったうえで必要に応じ、次期の計画を修正する仕組みとなっている。またグループ園の園長会・勉強会の中で共通の計画を策定して反映させている。組織体制や設備の整備、財務状況等に係る事項は法人で行っている。新年度の中期計画については、3月の職員会議で職員への周知を図っている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	「5年長期計画目標」や「中期計画」自体を保護者に説明する取組は行っていないが、提供する保育サービスに係る計画について、年間行事計画や園便り・クラス便りの配付、面談等での子ども一人ひとりに関する個別の保育方針等の説明、玄関・クラスの掲示板等によって詳細を伝えている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	提供する保育サービスの質の向上を目的として、職員による保育計画や行事等の評価に取り組むほか、保護者には日々のコミュニケーションや各種行事後のアンケート、毎年の第三者評価の受審等を通じてニーズの把握に努めている。検討する場として職員会議・運営委員会等があり、法人と関連する事項は、関係部署と連携して取り組む仕組みがある。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	前項で得た評価結果や保護者からのニーズ等は、該当する会議でPDCAサイクル手法を用いて検討し、職員間・関係者間で共有化を図るとともに、文書化して次年度計画に反映している。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長の役割・責任については法人の「保育園業務マニュアル（以下『業務マニュアル』）」に示されており、園長は年度初めの事業計画発表時に、自らの経営・管理に関する方針と取組の内容を職員に示している。園長は有事に備え、防火防災管理責任者として消防計画を作成し、避難訓練時には自衛消防隊長として指導の任にあっている。また病気・事故発生時の緊急フォローを作成し、職員全体に周知させている。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	b	法人の各種マニュアルに職員として守るべき法・規範・倫理は施設の最低基準や監査項目・虐待の防止・個人情報保護などが明記されており、園長は理解して園の運営に取り組んでいる。関係法令の制定や改定、関係する事故や先進事例等が生じたときは、グループ園の園長会議で取り上げ共有している。また緊急時には法人通達で行うこともある。園長は、その内容に応じて中（昼）礼や職員会議で職員に周知を図っている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	利用者の立場に立った保育サービスの提供を目的に、園長は、職員が取り組む各種事業計画の見直しや、週日案に始まる各種指導計画の見直しなどの評価・分析を行い、改善対策に取り組んでいる。また職員会議や個別面談の場を設け、職員から意見聴取を行い、質の向上につなげる仕組みがある。さらに法人や行政の会議に参加して、関連する事項を職員会議で周知させている。職員には園内外の研修に参加させるなどして、人的面での質の充実を図っている。
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	経営に係る人事・労務・財務等に係る事項は法人の専権事項になっているが、園長は裁量の範囲の中で業務の改善や実行性を高めるための取組を行っている。また必要度・重要度に応じて法人の担当者と協働する仕組みがある。職員の役割は業務マニュアルに示されており、園長は組織運営の円滑化を図るために、前項に挙げた取組に加え、職員の意識形成や業務の実効性に向けた取組を推進している。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	法人がグループ園全体の人材確保・育成を統括しており、計画的に取り組んでいる。欠員が予測される場合は、園長が法人に報告し、定期・中途等採用者の配属やグループ内での異動等で必要とする人材を確保している。採用した人材に対しては、法人による入職時の基礎研修、及び園が求める能力やスキル等の能力の向上を目的とした日常的な指導に加え、内外の研修に参加して学ぶ仕組みがあり、実施されている。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	期待される職員像を「保育士人材育成ビジョン」として示している。人事基準に関する事項は就業規則・給与規則等に定め、職員個々の専門性や、職務遂行能力、職務や貢献度等の評価は、職員（層別・職種別）が昇給・賞与の査定時に行う自己評価（目標設定を含む）に基づいて行っている。査定時とその結果をフィードバックする時（それぞれ年2回）に園長面談を実施して目標達成度等の確認を行っている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	労務管理は園長が行い、全職員の就業状況を把握し、法人の担当部署が統括管理する仕組みがある。シフト表の作成時には職員各自の希望を確認し、職員の年次有給休暇の取得は希望通り承認するなどの配慮をしている。また法人が「良い職場委員会」を設けており、職員は自由に参加して意見交換ができる環境がある。また園長は、職員のメンタル面を含む健康状態等の情報を日常的に収集し、適時、声かけをするなどして問題解決に向けて取り組んでいる。福利厚生として、スポーツジムの割引利用、部活動や親睦会への補助などの制度がある。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	「保育士人材育成ビジョン」が法人共通に示される職員像として位置づけられ、後述の個別の目標管理等において参考とされる仕組みとなっているが、当園においてはその活用が課題と考えられる。個々の職員育成の取組として、各職員が作成する昇給・賞与の査定時の自己評価（設定目標を含む）に基づく園長面談で問題・課題を把握し、個別の育成計画に反映させ、半期ごとに達成評価と計画の更新を行う仕組みが設けられている。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	前項内容の取組を踏まえ、個別・層別・職種別の年間研修計画が策定されている。法人に毎月開催する階層別研修・自由選択研修等のプログラムが用意されており、職員は個々のレベル等に応じた研修を選択して参加している。また外部研修への参加も認めている。法人は毎年、研修プログラムの見直しを行っている。
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	個々の職員の専門資格は入職時に確認し、知識・技術水準は日常の業務への取り組み姿勢や「自己評価」に基づく園長面談で定期的に確認している。また新卒職員には「チューター（指導先輩）」をつけてOJTを行い、その日のうちにフィードバックを行うという制度がある。個別・層別・職種別研修への取り組み状況は前項のとおりであるが、人的体制上の制約などから必ずしも予定していた研修に参加できていないという実態がある。職員自己評価でも体制の充実を望む声が散見されており、法人の支援のもとでの対応が期待される。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生受け入れは園長・主任が窓口になって進めており、受け入れに対する基本姿勢を含むマニュアルが整備されている。園長・主任が総括を担当し、実務的には経験値の高い職員が担当している。実習生用のプログラムを用意し、計画を立てて取り組んでいる。実習生の受け入れに際しては、期間を通して学校側と連携して取り組み、より成果の上がる実習を目指している。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－3－（1） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－3－（1）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人のホームページにグループ園共通の運営理念、提供する保育サービスの基本コンセプトとその内容、所在地等を詳細に掲載している。財務等の情報は、法人グループの統括法人のものはホームページに掲載されているが、当園が属する法人及び当園のものは確認できない。また地域に向けた活動説明は運営委員、第三者委員をとおして行っているが、限られた範囲にとどまっている。苦情・相談体制に関する事項については、入園のご案内に記載して保護者に伝えている。また第三者評価を毎年度受審しており、その結果が県ホームページで公開されている。
Ⅱ－3－（1）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人が事務・経理・取引等に関する事項を統括管理しており、園における手続きや処理等の方法については業務マニュアルに示して、入職時の研修で周知を図っている。園では園長が法人の定めるルールに基づいて適正な把握・処理に努めるほか、法人による内部監査が毎年実施されている。また県による監査や市による巡回指導を受けている。当園が属する法人組織の形態特性から、単独で公認会計士等の監査を受ける仕組みにはなっていない。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わりへの取り組み姿勢については法人の運営理念に示されており、取組は個々の園に委ねられている。当園では、園行事の際、玄関わきの大きなガラス窓に案内を掲示して地域の方々に参加を呼びかけている。また園児が地元の夏祭りに参加して山車を曳（ひ）いたり、デイサービス施設への訪問を行っている。玄関内の壁面には地域の子育てと関連する行政等の情報を掲示し、保護者とも共有できるようにしている。
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受け入れは園長・主任が窓口になって進めており、受け入れに対する基本姿勢を含む「ボランティア（職場体験）受け入れガイドライン」が整備されている。園長・主任が総括を担当し、実務的には経験値の高い職員が担当している。ボランティア用のプログラムを用意して、計画を立てて取り組んでいる。地域の中学校の職場体験に際しては学校と連携して取り組む仕組みになっている。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	市役所・保健所・消防署・警察署・児童相談所・医療施設等と必要に応じた連携が取れるよう一覧化している。市が開催する年3回の園長会議や民設保育所の園長会において情報交換や問題解決に向けて取り組むほか、市の子育て支援課と連携を図るなど、地域の関係機関との関連性を重視し、推進しており、地域全体で子どもを守り、育てる関係の強化に取り組んでいる。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	地域の関係諸機関とは前項にあげた取組を行っており、地域全体で子どもを守り、育てる関係の強化を図っている。また園内にAEDが設置され、職員が対応できることを近隣の第三者委員に伝え、緊急時には支援活動に活かせるようにしている。当園の専門性を活かした地域に向けての講演会や研修会等の開催、災害時の地域との連携や役割分担等の明確化については課題になっている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	地域の関係機関・団体との連携や、第三者委員等を通じて地域の子育てニーズの把握に努めている。「5年長期計画目標」の中に地域との関わりについての項目を示し、地域の子育て家庭との交流を目的とした「ふれあい保育」を年3回実施しており、地域の親子を園に招き、さまざまな活動や園児との交流を体験できる機会を設けるほか、参加者からの子育てに関する質問等にも応じている。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	運営理念や保育理念は利用者を尊重した内容になっており、職員には入職時や内部研修の機会を設け徹底し、保護者には入園時や年度初めの説明会等で繰り返し伝えている。保育サービスの提供に際しては、保育課程に始まる各種指導計画の作成・実施・振り返りの中で、子どもが互いを尊重する、性差などのことも踏まえ、職員間の共有を図りながら取り組んでいる。また業務マニュアルに子どもの人格や権利を否定する言葉や、性差を顧みない言葉の具体例が示され、職員の自戒が促されているほか、職員が所持する携帯カード「クレド」に、本社の経営理念とともに行動指針が掲載されており、その中にも子ども一人ひとりの尊重や人権への配慮、虐待の早期発見などが記されている。園内の会議でも子どもの呼び捨ての禁止や言葉遣いへの配慮が伝えられるなど、職員への啓発がなされている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	利用者のプライバシーや権利の保護については、上記のほか、法人により不適切な事案が生じた場合の対応方法を含む権利擁護、個人情報保護、虐待防止等についてのマニュアルや規定が定められており、職員には内部研修を通じて周知されている。また業務に携わる職員の姿勢・責務等についても内部研修で周知を図っている。保護者には入園説明会時に入園のご案内に基づいて説明を行っている。園ではこれらの事項を踏まえて保育サービスを提供している。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	入園希望者にはA4両面三つ折体裁のパンフレットを手渡している。運営理念とその説明や当園の所在地・連絡先及びアクセスマップ、一日の生活の流れ、年齢別定員・主な保育プログラム・開所時間や延長保育の各種料金など施設の概要のほか、給食・おやつへの配慮やアレルギー対応など、入園希望者に園の全体像を伝える各種情報を掲載している。またホームページでは保育理念・運営理念や各種知育・食育プログラム、ソフト・ハード両面の安全への配慮など、系列園共通の保育の特色などを写真や動画を交えて紹介するほか、サイト内の当園のページでは所在地・連絡先や定員構成、延長料金などの基本的な情報に加え、随時更新されるブログで子どもたちの日々の活動や行事などの様子を発信している。また志木市のホームページに当園の概要や園長のメッセージのほか、上記の園サイトへのリンクが設定され、市内各園の定員の空き状況が毎月更新・掲載されている。その他、地域開放「ふれあい保育」の開催前には市役所や園周辺各所の掲示板で広報を掲示し、参加を呼びかけている。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	入園予定の各世帯には重要事項説明の機会を設け、利用開始にあたって必要な各種情報を伝えている。入園のご案内をもとに、運営理念や園目標・施設の概要のほか、保育の各種内容や入園後の生活で使用する日用品、食事・保健の各種情報や災害時対応など、入園にあたって伝えるべき情報全般を説明したうえで、質疑応答と書面による同意の確認を行っている。保育料金や延長保育利用など、利用状況に変更が生じる場合はそのつど保護者と確認し、変更後の内容を所定の様式に記載している。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	全園児が2歳児までの在籍であり、利用終了後に他の保育所等に移る場合は、保護者の承諾を得たうえで「個人健康記録表」の写しを移行先の施設に送り、身体の発育や保健面の状態の推移を申し送り、移行先での円滑な支援開始を支援している。また卒退園世帯に行事の案内や年賀状などを郵送するなど、利用終了後の来園を歓迎しており、子どもたちが園を巣立った後も関係や支援を継続できるよう配慮している。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	毎年の第三者評価受審時の利用者調査に加え、各種行事後のアンケート・クラス懇談会・個別面談等の機会を設けて要望等の情報を収集している。収集した情報は該当する法人や園内の会議（運営委員会を含む）で検討し、施策に反映している。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	保護者の相談・苦情・意見対応窓口として、法人や市の担当部署・第三者委員2名を示し、保護者には重要事項説明書に記載して入園説明会・進級時の新年度説明会で周知を図るほか、園の玄関にも掲示している。受け付けた意見等は所定の様式に記録して、法人及び職員に周知するとともに改善策等を検討し、個々の保護者に直接フィードバックしている。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	園便りや玄関への掲示物で、意見・要望等を随時受け付けていることを示している。また必要に応じ空いている保育室を相談スペースとして、プライバシーに配慮しつつゆったりと話を聴けるようにするなど、環境にも配慮している。
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	玄関に意見箱を設置し、匿名による意見申し出等にも応じるほか、日々の送迎時の会話や連絡帳の交換など、日々の保育サービスの提供において保護者が相談や意見をしやすいよう配慮し、適切な対応や傾聴に努めるか、案件によっては法人と協働している。また迅速な対応に努めつつ、時間が必要な場合は中間報告として進捗状況を説明している。業務マニュアルには相談や意見等を受けた際の詳細な対応方法が示されており、定期的な見直しがなされている。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
<p>Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a	<p>事務室に法人共通の安全衛生面全般に関する各種マニュアルを常備するほか、園長をリスクマネジメント責任者とし、保育中に発生した受診治療を要したケガは「アクシデント報告書」に記録し、その供覧や中（昼）礼・会議での報告による共有を行っている。また系列園共通の「ヒヤリハット記入票」に加え、園独自に「ヒヤリハット」ノートを整備し、主に受診に至らないレベルのケガやかみつき等を記録し、職員がそれを確認のうえサインを行う決まりを設けている。「ヒヤリハット」本来の意味である「事故・ケガ発生には至らなかったが、その要因となりうる」危険事象についても、意識的な収集・共有が期待される。</p> <p>法人が系列全園の関連情報を収集・分析し、誤飲や子どもの飛び出し・置き去りなど保育中の各種危険事例を「アクシデント速報」として全園に随時発信しており、園長が参加する法人支社の安全委員会で得た他園事例ともども職員に周知させ、再発の防止を図るとともに、重要性・緊急性の高いものは自園の環境・組織に置き換えて課題検討を行い、発生防止につなげている。</p> <p>その他にも防災訓練時の消防署の来園と指導、年2回の計画で行う不審者対策訓練、園内での嘔吐処理手順の確認や、法人の安全対策課が安全衛生に関する各種情報を毎月発信する資料「こどもたちの笑顔のための...安全・安心」の回覧、今年度開始された毎月の心肺蘇生訓練（「いのちを守るCPR訓練」と環境省の「暑さ指数」に基づく夏季の戶外活動実施の実施判断など、各種災害や事故・感染症・熱中症等への適切な対応に向けたさまざまな取組を行っている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	b	<p>上記の園内での嘔吐処理手順の確認や毎月の心肺蘇生法訓練により、感染症の蔓延防止や子どもの呼吸停止時の適切な対応につなげるほか、法人共通の感染症対応に係るマニュアルに管理体制を含む取組内容を定め、園内研修等で周知させている。感染症が発生した場合は、玄関での掲示や送迎時等の保護者への伝達によって注意喚起を行うとともに、園内の清掃方法を通常対応から感染時対応に切り替えている。また系列全園が加入するサーベイランス（感染症情報収集システム）を活用し、自園での発生時の入力はもとより、適時、地域の発生状況を把握してその情報を職員に伝え、保護者には玄関に掲示して伝えている。</p> <p>さらに系列全園で本年10月より、感染症の蔓延防止に向けた「スタンダードプリコーション（標準予防）」の指針を導入し、その時点での感染症発生の有無を問わず、血液や汗を除く体液、分泌物・排せつ物等の付着した衣服などは、洗浄処理せずにそのままビニールに密封し、保護者に返却して感染症の発生予防につなげる決まりを設けている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	b	<p>業務マニュアルに従い、災害時の対応体制については、立地条件等からの災害の影響を考慮した防災計画を策定し、その中で管理者・担当者を決め、備品や備蓄食料の用意もしている。各種備蓄品のリスト等の作成による管理については今後の仕組み整備が期待される。また防災訓練を年2回の広域避難訓練を含めて毎月実施し、園外保育中・水遊び中、合同保育時間帯の災害発生や漏電による火災発生など、さまざまなケースを設定して行うほか、消防署の指導に基づく総合訓練も実施している。</p> <p>園児の安全確認は一斉メール送信で行い、職員は緊急連絡網を利用している。</p>

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	事務室内に通報や事故・病気発生時の対応、各保育室にはクラスごとにひきつけ・けいれん対応や熱中症対応、離乳食・朝おやつ提供、心肺蘇生手順など、安全衛生面を中心に即時かつ的確な対応を要する各種手順を掲示している。また業務マニュアルに保育提供の各場面や子どもの人権等への配慮から各種事務処理まで、業務全般の実施手順や考え方がまとめられ、虐待や保健衛生関連等の分野別の各マニュアルとともに、事務室で常備・供覧されている。 園長が日々現場で職員と保育をともにしながら、これらの現場における徹底を確認するほか、職員会議や各クラスの会議、日々の中（昼）礼において、必要な指導を行っている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	全体及びクラス単位の各会議を中心に、職員が顔を合わせて話し合う中で、折々の保育の環境・活動に関する検討や直近の行事の企画・反省、子どもへの個別配慮など、現場の実務に関する振り返りや改善検討が随時なされている。また毎回の行事後の感想収集をはじめ、保護者から寄せられる意見も業務の見直しの参考としている。 業務マニュアルその他の法人策定の各種手引書類は本社が系列各園の事例や関係の法令・通達等の改定を踏まえて随時見直しを行っており、今年度は「保育室衛生マニュアル」「食物アレルギー対応マニュアル」がそれぞれ改定されている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	年・月・週の各指導計画は各クラスの担任が作成し、主任・園長が確認のうえ、日々の保育実践に反映させており、月の計画はクラス単位のほか個人別にも作成し、それぞれの発達状況や特性に応じた支援の保障につなげている。入園前に各家庭と個別に面談を行い、保護者が記入・提出する「お子様の状況について」「児童健康調査票」などの各様式と「入園前面談シート」に基づいて、子どもの家庭環境や発達状況、各家庭の要望や育児方針などを確認し、各様式を個別のファイルに綴るとともに、職員への供覧と確認印押印や会議での特記事項の申し送りによって、新入園児の情報を組織内で共有している。 入園後の各園児の心身の発達の推移は、日々の保育などから各担任が確認し、会議や中（昼）礼で共有が必要な情報を随時組織内で申し送るとともに、月・年齢ごとの標準的な発達の指標に沿ったチェックリストへの記録と、成長発達の課題・見通しの観点での所見の記入を、それぞれ年齢に応じた周期で行っている。また毎週・月末に週・月の計画の反省を行い、次期の計画に反映させるほか、年間の計画は年4期の各期末に振り返りを行っている。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	各指導計画の作成・見直しは各担任が行い、主任・園長が確認することとなっており、複数担任クラスで若手職員が作成する場合はペアを組む先輩職員がチェックを行うことで、計画内容の妥当性を確保する仕組みとしている。週の計画は1週間の毎日の主活動を好天・雨天ともに設定して作成し、変更があれば赤字で修正する仕組みとしている。各年齢で注力する制作活動について、月の計画に書式上可能な範囲で記載するなど、活動の全貌を計画に反映させ、週案との連動や評価・反省の実効性向上につなげる配慮も期待される。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	入園時に提出される上記の各様式や、定期的に加筆される児童票の発達記録により、子どもの心身の発達の状況を随時記録・更新している。毎日の保育の実践結果や子どもの姿は、0・1歳児の「生活記録簿」や2歳児の保育日誌、各年齢の個別またはクラスの指導計画の評価反省欄に記録されている。これらの記載は園長・主任が確認し、必要に応じ記載内容や各担任の視点の持ち方などへの助言や指導を行っている。 また前述の職員・クラスの各会議を中心に、保育内容や各園児の発達の状況・見通しなどの共有を図るとともに、「生活記録簿」その他の毎日記入される様式をもとに、時間帯ごとの職員間での申し送りがなされている。 今年度、系列全園で登降園管理や保護者との各種連絡通信、労働時間管理や社内SNSなど、用途に応じた複数のソフトウェアが導入され、今後順次活用が進められてゆく予定となっており、保育の計画・記録類についても、中・長期的な観点ではこれらのソフトの利用による作成・記入へと移行することとされている。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	法人策定の業務マニュアルや「個人情報保護マニュアル」に、個人情報の取り扱い全般に係る規定が示されており、各種書類はこれに基づいて年度開始時などの整理・移動を行い、電子情報についてもPCや各種データへのパスワードの設定、外部記憶媒体への情報保存の排除など、漏洩防止に係る配慮を行っている。また法人の定期的な内部監査により、これらの管理状況の点検がなされるほか、園内でも書類の施錠管理や保管期限の遵守、PCのパスワード設定やPC内の個人情報について毎年確認を行うこととなっている。訪問調査時には一部保育室内での連絡帳の管理にさらなる配慮の余地が見られており、今後検討されたい。 職員には入職時の研修において、個人情報保護と機密保持の徹底に係る啓発がなされるほか、非常勤を含む全職員に誓約書の提出が課されている。保護者には入園時の重要事項説明の際に、情報の利用目的や各種媒体での肖像の利用、保護者の購入写真や行事等での私的撮影物の取り扱いに係るプライバシー保護などについて、説明と書面による承諾確認を行っている。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程は法人が保育所保育指針をはじめとする関係の法令・通達等を踏まえて制定した共通の様式をもとに作成され、年度開始前の担任決定のタイミングで園長・主任が見直し・確認を行っている。系列園共通の運営理念・保育理念のほか、園目標「身近な自然や、身近な人たちとのあたたかい関わりの中で、豊かな心を育てる」をもとに、保育指針に定める養護・教育の各領域などを踏まえ、年齢ごとに標準的な育ちの姿を記載し、これをもとに各年齢の担任がそれぞれのクラスの年間指導計画を作成して、年4期の各期の内容をもとに毎月の指導計画を作成する仕組みとなっている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	b	室内は空調設備や空気清浄機の設置、0歳児室の床暖房など、生活空間としての快適性や衛生面に配慮し、各室の清掃や玩具等の消毒を毎日行っている。また各室のクッション性の床材や0歳児室の窓に張られた衝突防止用のマット、窓レールの段差を覆うラバー製の防護カバーなど、低年齢児が室内で過ごすことを想定したケガ等の予防も考慮している。室内はブロックマットや可動式の仕切りなどを活用し、生活場面ごとに遊びや睡眠・食事などのエリアを設け、それぞれの子どもの不自由なくその時その場面の活動に取り組めるようにしている。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	毎日の中（昼）礼や毎月のクラス・全体の各会議で、それぞれの子どもの近況や発達の課題・見通しを話し合い、一人ひとりの育ちの状況に即した支援に園全体で取り組めるようにしている。また1・2歳児期を中心に時に生じる子ども間のトラブルには、それぞれの子どもの心情を職員が受けとめ、言葉を補ったり代弁したりして互いの仲立ちをし、子ども同士の解決や関係構築を支援している。訪問調査時には、食欲がなくぐずりがちな子どもに職員が無理強いをせず、抱き抱えて言葉をかけたたり、絵本の貸し借りを巡って起きた子ども間のいさかきを職員が見守り、双方に言葉をかけながら解決と関係の修復に導くなどの場面が見られている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	b	子どもたちに手洗いの習慣を励行し、発達に応じ、手洗い場に掲示したイラストや職員の援助をもとに、外出や排せつの後・食事前など折々の生活場面で実施している。衣服の着脱は子どもの意欲を尊重し、職員の見守りや援助のもとでできることから取り組むようにしており、1歳児室には手作りの長椅子を置き、子どもが腰をかけて靴下やズボンなどを脱ぎ履きできるようにしている。食具の使用は手先の発達などに応じ、フォーク・スプーンの使用を経て概ね2歳児後半頃に箸に移行している。歯磨きは概ね2歳児に入る頃から職員の援助のもとで導入し、0・1歳児にも園医の歯科健診などの際に、歯の健康の大切さを伝えるほか、毎食後にお茶を飲んだり口をゆすいだりしている。トイレトレーニングは生活場面の変わり目などに職員が声をかけたり、個々の排尿間隔に応じて、トイレに誘いかけたりし、便器に座ることに慣れるところから、徐々に成功体験を重ねながら自立に導いている。いずれも家庭と連携し、それぞれの発達段階に応じて無理なく進めることを基本としている。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b	<p>各室とも時間帯や活動内容に応じ、テーブル・椅子の出し入れや可動式のパーティション、バスマット製の手作りの仕切りなどで大小のスペースを設けたり、マットを敷くなどして遊びのコーナーを設定するほか、0・2歳児各室には畳を設置し、子どもたちが絵本を読んだりままごとに興じたりする際に活用するなど、子どもたちが意欲的に遊び込める空間の確保に努めている。併せて日々の保育の中に自由遊びの時間を設け、職員が子どもの求めに応じて絵本や玩具・教材等を棚や収納庫から出すなど、子どもが自主的にしたいことに取り組めるようにしている。</p> <p>また1・2歳児には外部スタッフによる英語・体操・リトミックの各プログラムが毎週設けられ、歌やゲームなどを通じて英語に親しみ、体力や運動能力、音感やリズム感などを養うとともに、各年齢で制作活動に注力し、発達に応じ、季節や行事にちなんだイメージや思い出をさまざまな素材や手法によって表現し、室内での掲示によって保護者に見てもらったり、敬老の日には近隣のデイサービス施設に作品をプレゼントしたりしている。</p> <p>好天の日には積極的に散歩に出かけ、発達に応じバギーや徒歩で周辺を巡り、外気に触れながら季節を感じたり、身体を動かしたりしている。ハロウィンの際に仮装をして地域の花屋さんを訪れたり、日々の散歩の際に周辺の住宅街や商店街を巡るなど、地域との関わりが持たれるほか、異年齢の交流も生活や遊びの中で営まれており、教え教えられ・手伝い手伝われのふれ合いやブロックの共同制作、1・2歳児合同で出かける散歩など、年上・年下の関わりが日常的になされる中で、年下への思いやりや、年上に憧れ、まねたり同じことに取り組んでみようとする心が養われている。運動会の体操やお遊戯、発表会での劇遊びなどの目標に向かってみんなで取り組む活動、散歩や園で借りている畑での栽培活動など、身近な自然とふれ合う機会も設けられている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b	<p>1階の0歳児室は食事と活動のスペースをパーティションで分け、活動スペースでは畳やブロックマットで遊びのコーナーを設けたり、音や動きを楽しむ玩具やブロック・ままごとセットなど発達に即した玩具・教材等を適宜職員が提供するなど、子どもの興味や意欲に応じて遊びが豊かに広がるよう配慮している。また職員が子どもたちのそばで見守ったり、膝の上に載せたり抱っこしたりしながら、語りかけや応答的な関わりに努め、子どもたちの情緒の安定と職員との愛着形成に配慮するとともに、毎日の送迎時の会話と連絡帳のやり取りによって、家庭との細やかな連携にも努めている。</p> <p>床暖房や空気清浄機の設置など、子どもたちが生活の場として過ごす環境の面にも配慮をしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児（1・2歳児）の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b	<p>日々の生活の中で、衣服の着脱や階段の昇り降りなど、子どもたちの自らやろうとする気持ちを大切にし、職員はそれを補助したり、できるまで待ったりする姿勢を心がけるほか、室内に設けたスペースでままごとや造形遊び・鉄道玩具等を楽しんだり、子どもの目と手の届く高さの棚にさまざまな玩具等を設置し、好きなものを選んで手に取り、遊べるようにするなど、自発的な遊びの発見と発展や、思い思いの探索活動が可能な環境構成となるようにしている。</p> <p>また遊ぶ前に職員が子どもたちに対し、玩具等の使い方や友達との貸し借りなどについて伝え、決まりを意識して遊べるよう促すとともに、それぞれの子どもたちの訴えかけに応えたり、子ども間で感情の行き違いが生じた時には双方の子どもたちの気持ちを聴いたり、代弁したりして、互いの理解とトラブルの解決に導くなど、年齢相応の自我の発達に配慮した援助を心がけている。</p> <p>朝夕の合同の時間や散歩など、1・2歳児で活動をともにする機会が日常的に設けられ、年齢相互の成長を促す機会とするほか、公園での「交流会」を通じた近隣の他園の子どもたちとの関わり、保育参加や親子遠足・夏祭り、秋に行う祖父母参観など自身の保護者以外の大人とのふれ合い、近隣の商店やデイサービス施設との交流や「ふれあい保育」で来園する地域の親子との関わりなど、園外のさまざまな人々との交流もなされている。</p> <p>保護者とも毎日の送迎時の会話や連絡帳の交換によって、一人ひとりの毎日の状況を共有するとともに、個人面談も定例として年度の後半に行うほか、必要な場合は随時行うなど、緊密な連携を図っている。</p>

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	d	0～2歳児対象の施設で、本評価時点で3歳以上児の在籍もないため、本項目は非該当となる。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	全園児に個人別の指導計画を作成し、それぞれの成長や特性を踏まえた月のねらいを設定し、発達援助を行うとともに、発達上の個別配慮が必要な子どもへの支援においては、市の専門家による巡回相談が年2回設けられ、法人の発達支援チームとも随時連携を取れる体制となっている。必要な場合はこれらを活用しつつ、家庭との協働のもとで支援を行うこととしており、専門的な視点からの観察を踏まえ、職員の働きかけや他児との関わりなどについて助言を受け、最適の援助を行えるようにしている。 1・2歳児室が2階にあり、園舎の構造上移動は階段のみとなっているため、配慮が必要な子どもがいる場合の支援のあり方は課題と考えている（本評価時点で支援が必要な子どもは在籍していない）。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	週の指導計画は毎日の活動を好天・雨天ともに想定して設定し、午前中の主活動ではなるべく身体を動かす時間を設け、午後のおやつ後にも、早く食べ終わり待っている子どもが体操をするなど、低年齢児が室内で体力や運動能力を高めることができるよう配慮している。午後や雨天時の室内での活動では、子どもの意欲や興味に応じて遊びを設定したり、職員が子どもに尋ねるなどして主体的な活動を保障するとともに、主活動前の自由遊びの時間では、担当職員が日によって異なる場合でも子どもたちが使う玩具等が重ならないよう、「朝のおもちゃ表」を作成し、毎日違うもので遊ぶことができるようにしている。 また夕方の合同保育の時間帯には隣のクラスの玩具等を持ってきて遊んだり、ブロックや鉄道玩具・ままごと道具などを床に広げ、少人数で三々五々集まって遊んだり、職員の周りに集まって膝の上に乗るなどし、愛着欲求を満たしながらゆったり過ごすなど、思い思いにくつろいで保護者のお迎えを待てる環境を設定するほか、19時に補食、希望世帯には夕食を提供している。午前中に使ったおもちゃはなるべく夕方には出さないようにしたり、0歳児が日中には使わない大型ブロックで遊んだりするなど、日中との気持ちの切り替えにも配慮している。 子どもたちの様子は中（昼）礼での申し送りのほか、延長保育日誌への記録などによって職員間で引き継ぎ、お迎えの際に口頭で保護者へ報告するとともに、個別の連絡帳でもその日のエピソードなどを伝えている。お迎えの際に保護者から伝えられた翌朝の職員への申し送り事項等も延長保育の日誌に記録している。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	d	0～2歳児対象の施設で、本評価時点で3歳以上児の在籍もないため、本項目は非該当となる。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果	コメント
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		b	毎朝の登園時に、担当職員が子どもへの健康観察を行うとともに、保護者からの聴き取りや連絡帳の記載から前日の降園後から当日朝までの様子を把握し、「生活記録簿」等への記録や中（昼）礼での申し送り等によって職員間で情報を共有し、日中の一人ひとりへの対応に活かしている。与薬は医師処方箋のみ保護者記入の依頼票に基づいて対応し、原則38度以上の発熱や下痢・嘔吐など健康上の不安が見られる変化は速やかに保護者に連絡することとし、それらの保健に関する方針はSIDSに関する園の取組などとともに、入園時の重要事項説明の際に保護者に伝えている。SIDSについては入園当初にリスクが高まることも説明したうえで、保育時間を短めに調整する「慣れ保育」の実施について理解を求めたり、年度当初の0歳児懇談会でもSIDSの概要や早期発見に必要な配慮などを説明している。 法人策定の各手引書類に保育中のケガ・体調変化や感染症・食中毒等への対応がまとめられ、嘔吐処理手順の確認や今年度から毎月実施する心肺蘇生訓練など、園内での職員教育を行っており、熱性けいれん対応が必要な場合には、法人の看護師が来園して研修を行うこととなっている。また年間保健計画に、年間4期の想定される感染症予防等の取組や子どもへの保健安全指導などを定め、期ごとに振り返りを行うほか、毎月の保健便りでは季節ごとの感染症などの各種疾病、歯や目の健康、衣服・靴選びなど家庭の保健や育児に有用な情報を発信している。感染症が発生した際には玄関に状況や予防の心得などを掲示し、蔓延防止に向けた各家庭への注意喚起を行っている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。		b	毎月の身体測定実施に加え、内科健診を年2回、歯科検診を年1回実施し、各園児の身体の成長や健康状態の推移を確認している。これらの結果を保護者に報告し、肥満や虫歯の予防をはじめ、必要な際の家庭との連携に備えている。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		b	入園時に子どもの既往歴・体質やかかりつけ医などを確認し、アレルギーや熱性けいれん等を含む保健面の個別の支援が必要な場合は、保護者との連携のもとで対応している。食物アレルギーのある子どもには、医療機関の指示書をもとに個別の献立を立案するとともに、保護者との毎月の面談等によって献立内容や状態の推移を家庭と共有するほか、半年ごとに検査受診を依頼している。 毎日の提供時には、対象児のメニューは通常食と別のトレーで提供し、テーブルも他児と分けるほか、調理室からの搬出や保育室内での配膳の際にそれぞれ複数職員間で確認を行うなど、事故防止に努めている。またこれらを含む食物アレルギーへの各対応が法人制定のマニュアルに定められ、マニュアルは今年度改定されるなど、関係の法令・ガイドラインや系列内外の事例等を踏まえた見直しも随時行われている。

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

A-1-(4) 食事	第三者評価結果	コメント
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>b</p>	<p>保育課程や各年齢の指導計画に食事・食育に関する取組や配慮を記載し、日々の保育の中で、0～2歳児期の食に関わる知識・習慣の習得を支援している。</p> <p>毎日の食事やおやつの中には、0歳児は個別のテーブルチェアで保育士が子どもと向き合い、1・2歳児は子どもたちがテーブルを囲み、友達や保育士と楽しく語らいながら喫食し、椅子やテーブルの高さはクラスによって子どもの身体の発達に合ったものを設置し、必要に応じ個別に足置き台を用いるなどして、子どもが安定した姿勢で食べられるよう配慮している。また午前中の主活動で散歩や室内での運動遊びを積極的に採り入れ、身体を動かし、お腹をすかせた後に、準備を待つ間に職員が絵本を読み聞かせたりするなどして心を静め、落ち着いておいしく味わえるよう配慮したり、苦手な食材のある子や食が進まない子には職員が働きかけたり、量を調整したりして、無理強いをせず子どもの意思を尊重しながら、少しでも口にできたり完食できた時の満足感を大切にしている。</p> <p>食育活動として、2歳児は園で借りている畑に出かけ、ナス・キュウリ・ピーマンなどの野菜を栽培しており、苗植えから育てて収穫し、調理体験や給食の食材として味わったり、野菜スタンプ作りに活かしたりし、0・1歳児も収穫した野菜に触れたりすることで、自分たちが日頃口にし、身体を作る源としている食材への興味を養っている。2歳児は調理活動も行い、きのこを割り、ハウレンソウをちぎり、ピーマンの種取りやニンジンの型抜きをしたりして給食の食材として味わったり、収穫したサツマイモを交ぜて炊いたご飯でのおにぎり作り、スコーンを丸めたりパンにジャムを塗ったりする体験など、作って味わう楽しさやおいしさを知るとともに、キャベツの芯と葉を比べ、固さの違いを感じたりする</p> <p>など、低年齢児の園としてできるさまざまな取組を行っている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>b</p>	<p>毎日の給食・おやつは法人共通の毎月の献立をもとに提供し、旬の食材を用い、和洋中のバランスや栄養面に配慮した1か月間毎日異なるメニューとなっている。栄養士や調理担当が毎日の各クラスからの報告や残菜の量などから喫食状況などを把握するほか、各室を巡回し、子どもたちの食べ具合を確認し、メニューや味つけ等の改善に活かしている。また「こいのぼりランチ」「天の川そうめん」、ハロウィンの際のお化けの形をあしらった「おぼけカレー」とおやつのかぼちゃケーキなど、行事などにちなんだ楽しい特別メニューを毎月提供するほか、子どもたちが厨房で用意したお弁当を持って公園に出かけ、楽しく遊んだ後でみんなで味わう「ピクニックランチ」も設けるなど、子どもたちが食に親しみ、食事を楽しむことのできる工夫を行っている。「ピクニックランチ」は今年度は雨天のため室内にブルーシートを敷いて行い、いつもと違う雰囲気のもとでみんなでお弁当を味わう機会としている。</p> <p>「感染症・食中毒対応マニュアル」や今年度改定された「保育室衛生マニュアル」など、衛生管理面の法人共通の各種手引書も整備され、事務室や調理室に常備されている。</p>

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果	コメント
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a	<p>全世帯と毎日連絡帳をやり取りし、子ども一人ひとりのその日の様子や成長のエピソードを家庭と園とで共有するほか、少人数制の特性を活かし、お迎え時にも担任や運営職員が保護者と言葉を交わせるようにするなど、保護者との顔の見える関係と確かな信頼のもとで子どもの育ちを支えられるよう配慮している。毎月の園便り・クラス便りでは園の近況や各クラスの直近の状況・子どもたちの関心事などのほか、水遊び時の準備として子どもがしていることなど、保護者が園の保育をより身近に感じられるような話題を伝えている。</p> <p>またクラス別の懇談会で年齢ごとの保育の方針・予定、0歳児の腹這い・ハイハイの重要性など、各年齢の発達傾向や見通しを伝えるほか、保護者同士で子育ての疑問・悩みや喜びなどを語り合う時間を設け、保護者間の交流も深まるようにしている。8月の運営委員会では集まった保護者で運動会のゼッケン作りを手伝ってもらったのち、親子で準備体操の練習を楽しんでいる。0・1歳児と2歳の2部制で行った夏祭りでは、子どもたちの七夕制作や職員手作りの装飾が室内を彩る中、それぞれの子どもの写真を貼ったオリジナルのうちわを手にしながら、親子でゲームや軽食などを親子で楽しみ、2歳児は浴衣に着飾って町内会の「子どもみこし（山車）」を曳くなど、夏ならではの祭りの雰囲気を楽しみながら、親子同士の交流も持たれている。鉄道博物館に出かけた春の親子遠足、各年齢で親子競技を設け、楽しく身体を動かして全体で楽しく過ごす運動会、祖父母を招いて一緒に手品を観たり、歌や塗り絵を楽しんだりした祖父母参観など、親睦行事をさまざまに設けている。</p> <p>保護者の保育参加も実施し、今年度は11月の5日間のうち希望する日の午前中に、現場の保育を体験しながら他の子どもや保護者とふれ合い、相互の共感を深める機会とするとともに、2歳児では希望する保護者に給食の試食も提供している。</p>
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		b	<p>送迎時の会話や連絡帳の交換によって、各保護者と緊密な連携を図り、子どもの状況を相互に伝え合うとともに、時間を設けての個別の面談を何度の前後半に行い、それぞれの子どもの育ちの状況や見通し・課題を保護者に伝えたり、家庭や保護者の意向を把握しており、これ以外にも園からの声かけや保護者の求めに応じ、随時面談を実施している。また意見箱も設置するほか、法人の運営本部や市の担当課・第三者委員にも相談できる体制を整え、その旨を入園時に保護者に説明するなど、多様な方法で保護者が意見申し出や育児相談等を行える仕組みを設けている。</p> <p>玄関に発達支援相談や「こども食堂」など、市内で提供される児童福祉関連の各サービスや、子育て関連の各種イベントの案内などを掲示・常備するなど、育児や子どもの発達等に関する保護者への情報提供にも努めている。</p>
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		b	<p>毎日の送迎や着脱・おむつ交換などの際に、職員が子どもの身体・衛生面の状況や親子の様子などの変化に気を配り、虐待等の兆候の発見に努め、外傷や衣服・清潔の状況などから疑いが察知された場合は、速やかに本部に報告し、行政や関係機関と連携して対応にあたることとしている。</p> <p>また法人が実施する自由選択の社内研修に虐待の課目が設けられており、必要に応じ職員を参加させるほか、毎年11月の虐待防止強化月間に合わせて本部の発達支援チームがファクスで配信する虐待に関する啓発資料を職員間で回覧したり、法人策定の虐待関連のマニュアルを事務室に常備するなど、適切な対応のための組織内の認識の共有を図っている。</p> <p>保護者への啓発として、玄関には厚生労働省や志木市の虐待に関するポスターを掲示している。</p>

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
	第三者評価結果	コメント
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	各クラスの月・週の指導計画の振り返りと作成の際に、職員間で保育実践の反省や子ども一人ひとりの発達状況等に関する情報共有を行うとともに、必要に応じその内容を毎月の職員会議で報告することで、各園児の状況や発達課題等をクラス横断的に検討し、必要な配慮などを話し合う仕組みとなっている。 また法人策定の階層別の考課表に基づく人事考課が実施されており、自己・上長評価と園長との面談をもとに、職員・保育者としての内省や啓発が促される仕組みとなっている。